

# 生協～JA間の生産原価補償方式の実践から 「適正な価格形成」を考える



米育ち豚・平田牧場

生活クラブ連合会  
顧問 加藤好一

# 表紙スライドの補足

- この写真は山形県庄内の遊佐町の2～3月くらいの景観です。
- 近年、「アグロエコロジー」という言葉が、世界的に注目されています。
- 「アグロエコロジー」とは、“agro-”（農業）＋“ecology”（生態学）の意味で、環境、社会、文化の多様性をめざす運動です。
- 遊佐の圃場に白鳥が渡来するこの写真は、「アグロエコロジー」に大切にしようとする人びとに、共感をよぶはずです。
- 遊佐には①健全な生態系があり、②耕畜連携（有機物循環）が機能し（平田牧場の糞尿等の有機物）、③周辺の一次産業や食品産業との密接な関係（共存）があり、④都市生活者との「提携」（親密な交流）があります。これらは「アグロエコロジー」が目標とするものです。
- ちなみに遊佐町は、生活クラブ組合員が活発に生産者と交流・学習する産地です。

# 生活クラブグループの組織概況

2023.3,31現在

組合員数	418,059人
会員数	34会員(含む共済連)
供給高	976億円 (20,238円/月/人)
出資金	496億円(平均「10万円強)
関連会社	牛乳、養鶏、販社...
専従者数	2,000人強(ワーカーズ等含む)

- ①高度経済成長期に誕生
- ②1970年代に中核単協が設立
- ③新自由主義的なものに対する対抗
- ④主要な運動課題 FEC自給ネットワーク  
⇒食料(自給・循環)、労働、ケア、エネルギー

1都1道2府17県

# 生活宣言

生活することは、消費することです。

“なにを”“どのように”消費するか、という選択は、

そのまま、「どんな未来にしたいか」

「次の世代へ何を手渡したいか」へとつながっていきます。

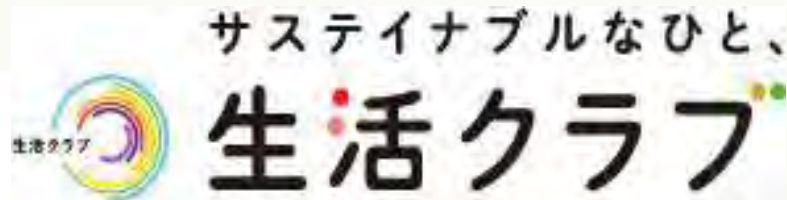
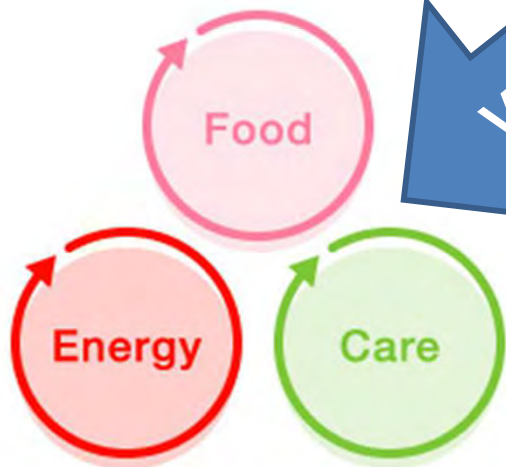
私たちは、自然と共生し、**食べもの (Food)**、**エネルギー (Energy)**、

**ケア (Care)** をできる限り自給・循環させる

「サステイナブル (持続可能) な生き方」を選びます。

いまを生きるいのちと次世代のいのちを、

おなじように大切に考えて、すべての活動を行います。



FEC + W  
自給  
ネットワーク



# 「安全・健康・環境」生活クラブ原則

1. 消費材の安全性の追求
2. 食の自給率の向上
3. 有害物質の削減
4. 自然資源の持続可能な使用
5. ごみの削減とリユース
6. エネルギーの削減
7. リスクの低減
8. 情報の開示
9. 自主管理と(参加型)監査
10. おおぜいの参加

これらを生協による生産者への押し付けではなく、生産者の現状を踏まえつつ丁寧に話し合い、いわばPDCAサイクルを回しながら、一步一步進めていく。

## 「生産する消費者」という目標・理念

●日本では農家は農協、消費者は生協というように、別々の協同組合をつくる法制度が採用されてきたが、生産者と消費者の協同が大切になってきた以上、両者が対等の立場で一つの協同組合をつくることも認められるべきだ、と私は以前から提起してきた...

→→→「産消混合型協同組合」（河野直踐氏『新協同活動の時代』）

●食と農をめぐる問題の根本原因は、「食」の現場と「農」の現場が分断されている点にある。そこでは両者を結びつけているのは断片的な情報でしかないし、流通しているのも単なる商品でしかないから、消費者は少しでも安いものを買うだけで、自給率向上には結びつきにくい。消費者が生産現場と結びついた協同活動に参加することをおしてこそ、食生活は健全になり、地域農業は再生され、自給率も向上していくのではないだろうか。  
(同上)

●「非営利機関は、単にサービスを提供するだけではない。その最終利用者が単なる利用者ではなく、**行為者**となることを期待する」。

(P.F.ドラッカー / 『非営利組織の経営』)

●加藤は、協同組合においては、この「行為者」を「**アクティブな組合員**」と解しています。

# 「提携」という関係の実践をめざす

## ① 辞書的な意味

互いに助け合うこと。共同で物事を行うこと。

## ② 一楽照雄氏(1906～94)のご主張 『暗夜に種を播く如く』より

1) 生産者と消費者が生活観を共有したうえで**提携**すれば、取引上の値段は問題ではなくなるのです。

2) (こういう関係を前提とすれば)**価格は交換経済の意味ではない**わけです。つまり市場経済を通さないから商品ではないという論理です。

3) **産直という言葉には沿革的に商品性の脱却、商品性の否定という思想はない**。...こうした産直の思惑は、中間利潤ないし中間経費が削減されるから、買う方は安く買えるし、売るほうはその分だけ高く売れるということになる。

# 「提携10力条」①

## ① 相互扶助の精神

生産者と消費者の提携の本質は、物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係である。すなわち両者は対等の立場で、互いに相手を理解し、相扶け合う関係である。それは生産者、消費者としての生活の見直しに基づかねばならない。

## ② 計画的な生産

## ③ 全量引き取り

有機農業を営む家族経営の農家

## ④ 互恵に基づく価格の取決め

価格の取決めについては、生産者は生産物の全量が引き取られること、選別や荷造り、包装の労力と経費が節約される等のことを、消費者は新鮮にして安全であり美味な物が得られる等のことを十分に考慮しなければならない。

## 「提携10カ条」②

### ⑤ 相互理解の努力

生産者と消費者とが提携を持続発展させるには相互の理解を深め、友情を厚くすることが肝要であり、そのためには双方のメンバーの各自が相接触する機会を多くしなければならない。

### ⑥ 自主的な配送

### ⑦ 会の民主的な運営

### ⑧ 学習活動の重視

### ⑨ 適正規模の保持

### ⑩ 理想に向かって漸進

生活クラブで重視していること

①生産者交流会

②産地交流会

(援農などを含む)

# 庄内地方と生活クラブの提携関係の到達点

— 日本農業新聞 / 2023.7.17論説 / 「生協と農協」より —

- 生活クラブ生協はJA庄内みどり、遊佐町、酒田市などと連携し食料とエネルギー、福祉・助け合いのネットワークを築く。食の提携は50年に及び、無農薬・減農薬の共同米開発、国産パプリカ、飼料用米、豚肉、農産加工品など多岐にわたる。
- 根底にあるのは、安さの追求ではなく、作る側、食べる側が納得できる適正価格での取引だ。...生産コストの高止まりを受けて酪農家を中心に離農は相次ぎ、生産基盤の弱体化は進む。そうした時こそ、農協と生協の結びつきを強めよう。価格転嫁に対し、食べる側の理解を得ることが生産基盤を守ることにつながる。
- エネルギーの自給も視野に入れよう。鳥海山麓の原野31<sup>ヘクタール</sup>では、「庄内・遊佐太陽光発電所」が稼働。建設費50億円は生活クラブの貸し付けや市民の出資、同JAなどが融資した。19年から発電を始め、売電収益から年間1000万円を基金に拠出し、この基金で水田を除草するアイガモロボットなどを導入した。
- 生協組合員の援農がきっかけとなり、今春には酒田市に移住・交流拠点が完成。23人が移住し、新たなコミュニティーも生まれた。 ➡ 遊佐でも空き家が多い
- 危機に強い農業は、協同組合間の連携が要となる。支え合いの経済圏を広げたい。

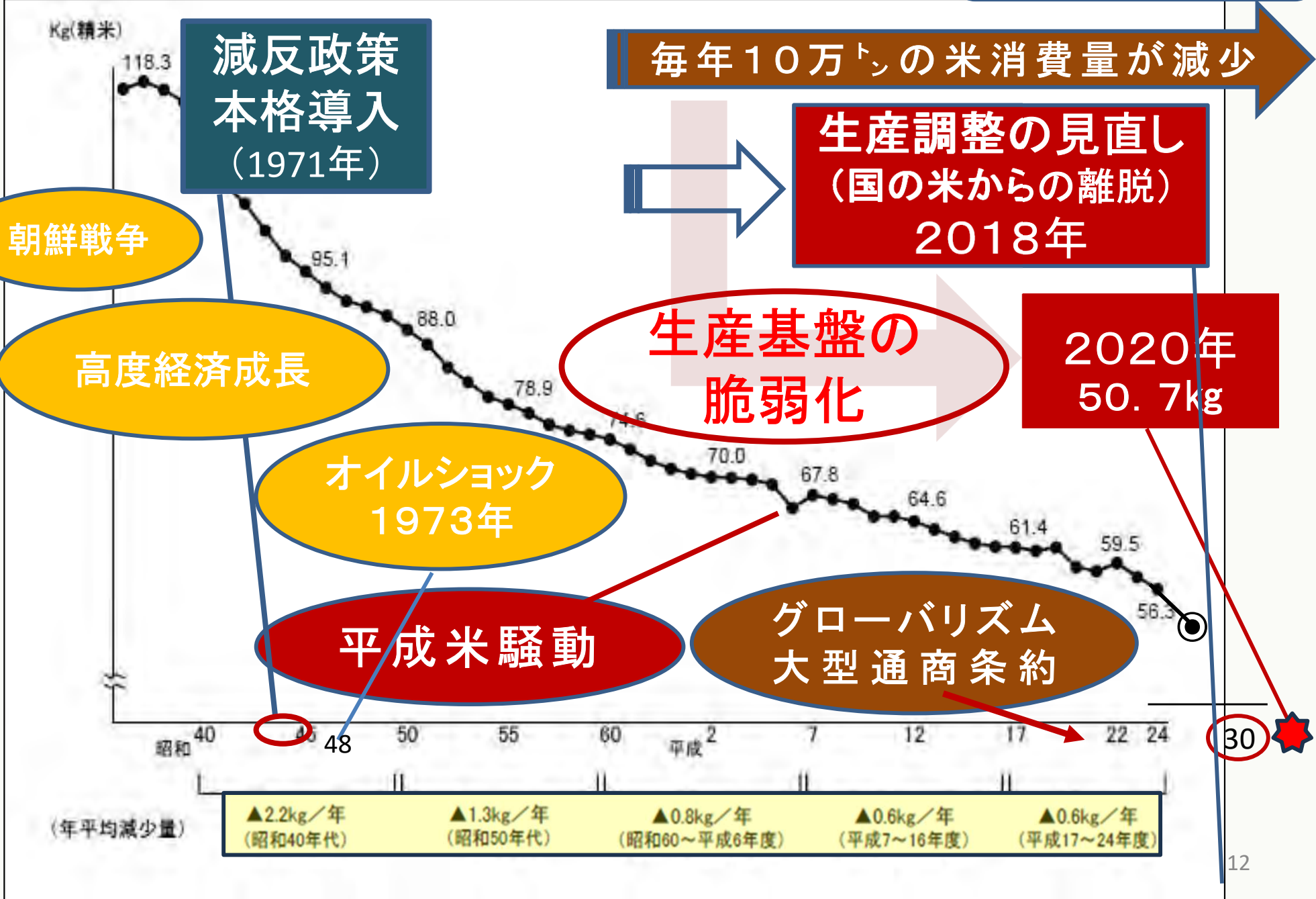
# 庄内地方の生産者との出会いは生協草創期

庄内地方は生活クラブにとっての最大の食料基地

1965年	生活クラブ誕生（牛乳の共同購入開始）
1972年	遊佐農協との米（ササニシキ）の提携開始
1972年	生活クラブ <u>独自企画の消費材</u> 開発スタート
1974年	（株）平田牧場との豚肉の提携開始 → LDBへ
1977年	生活クラブ親生会設立 「平牧三元豚」
1978年	牛乳工場・肉牛牧場設立 ⇒ <u>「生産する消費者」</u>
1988年	遊YOU米（共同開発米=ひとめ+どま）の取組み開始
1989年	「もうひとつのノーベル賞（RLA）」受賞
1995年	国連「われら人間：50のコミュニティ賞」受賞
1997年	GMOへの基本的態度 / 自主管理監査制度
2008年	<u>飼料用米プロジェクトスタート</u> * 出発は90年代
10年代	<u>庄内型FEC運動の模索 / 庄内生活クラブ設立</u>

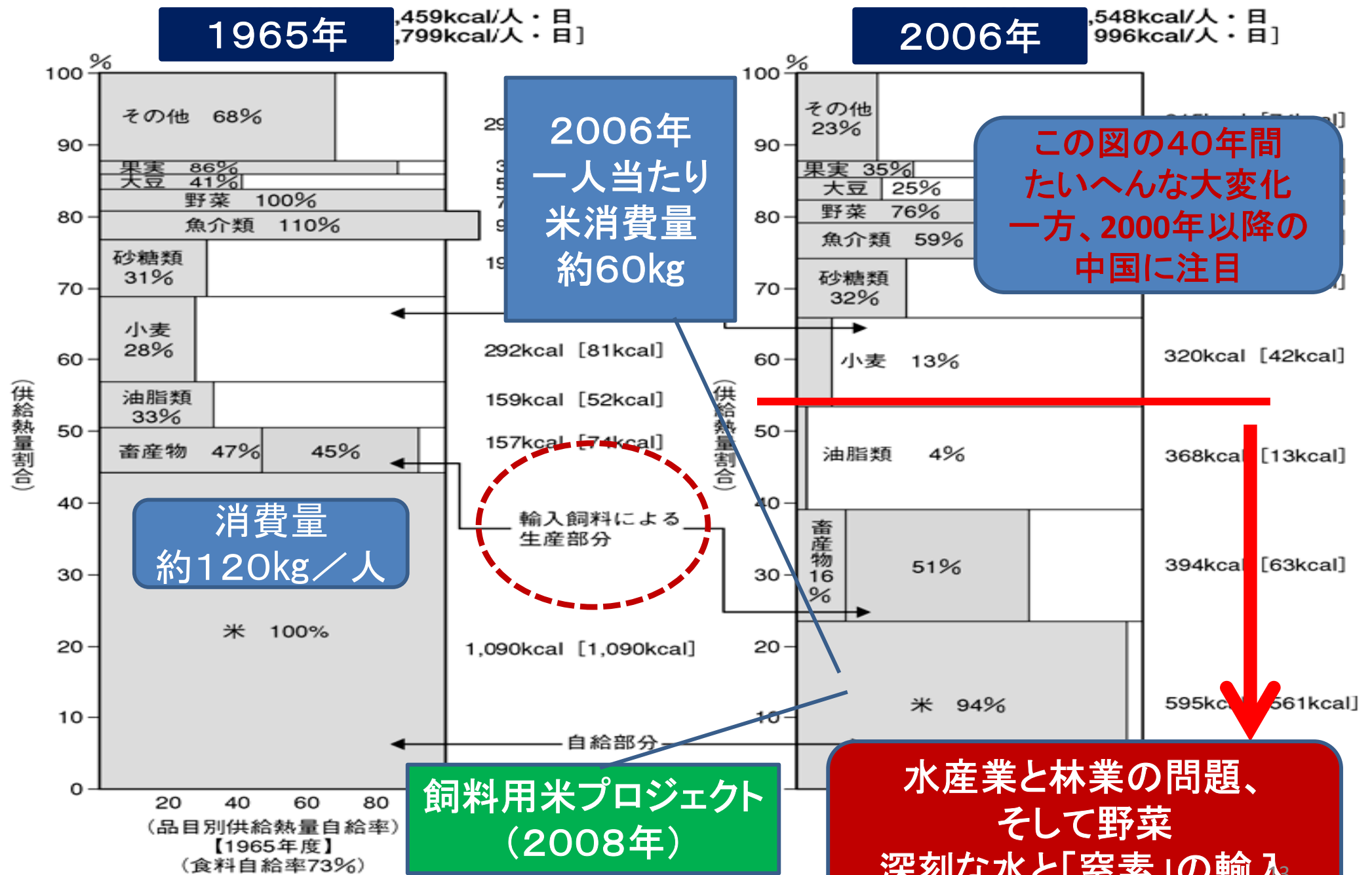
# 米の消費量の推移（国民一人当たり/年）

コロナ禍  
ウクライナ戦争



# 品目別の食料自給率

(カロリーベース)



資料：農林水産省「食料需給表」  
注：[ ] 内は国産熱量の数値

山形県遊佐町

# 地域に拡がる生産活動の輪



日本海

庄内浜砂丘



酒田市

山林

鳥海山

山林

## 遊佐との「提携」の特徴

- 「減反」との戦い
- 主食用米の消費減対策
- 面的・複合的な提携

遊佐町耕作地表記

	大豆
	ナタネ
	飼料用米
	遊You米
	有機米(無農薬・無化学)



# 遊佐町水田概況 (2016年度)

現在は  
①8万俵強  
②転作率40%超

項目	面積	数量	備考
総水田面積	3,104.1ha	156,223俵	米の予約数量

## 生活クラブ向け転作物

転作率 38.0%

共同開発米	1,210.3ha	104,230.5俵	出荷数量全体の67%
酒米（雪化粧等）	1.7ha	323.0俵	杉勇酒造
加工用米	34.8ha	210.0 t	青木味噌
大豆	228.4ha	210.5 t	青木味噌・タイハイ・カジノヤ・共生食品 (味噌・醤油・納豆等)
飼料用米	371.3ha	419.1 t	平田牧場（豚肉）
なたね	3.9a	7.7 t	米澤製油（なたね油）
ソバ	49.9ha	62.1 t	おびなた
加工用トマト	0.4ha	0.3 t	コーミ（ケチャップ）
合計	1,900.7ha（提携全面積） 690.4ha（主食用米を除く）		総水田面積の61.2% 15

# 飼料用米の給餌の平田牧場の現状

品 種	平牧三元豚			金 華 豚		
	肥育期 (77日～200日齢)		1頭当り 米消費量	肥育期		1頭当り 米消費量
給与時期	前期	後期		前期	後期	
2014年 11月～	10%	15%	39.5kg	10%	20%	49.0kg
2015年 8月～	15%	20%	54.5kg	現在の配合量 102kg(34.0%)		
2016年 8月～	15%	30%	73.5kg			
2017年 4月～(試験)	20%	30%	79.0kg	20%	30%	79.0kg

**課 題**      **着実に前進**

17万頭／10752トﾝ／2016年  
**全国 930万頭/2016年**

- 収量アップとコスト削減
- 飼料用米の給餌量・比率を向上させる課題  
(他のステージ<授乳期・育成期>を含め)

**財務省圧力の懸念**

# 「合理的な価格の形成」の問題点

— 田代洋一先生の論に共感する —

- ① 「合理的な価格」を英訳したらどうなるか。恐らくリーズナブル (reasonable) だろう。それを再和訳したら、庶民用語では「安い」だ。言葉からして腰砕けしていないか。
- ② 「合理的な価格」「合理的な費用」でもっぱら注目されているのは物財費だが、費用のもう一半を構成するのは労働費だ。
- ③ この労働費をせめて最賃制賃金並みに評価して、それを価格転嫁したらどうなるか。国内農産物は高騰し、消費者の手は届かず、「一人一人」の食料安全保障は遠のき、需要は輸入品に向かい国内農業は衰退し自給率も劇落する。

(農業協同組合新聞/24.3.10)

# 「価格」問題を考える際の前提認識

- 多くの他生協・量販店 = 「より良いものをより安く」
  - ⇒ 「より良いもの」はだれが「良い」と決めるのか？
  - ⇒ 「より安く」は生産者に負荷がかからないのか？
  - ⇒ 結局はこの路線は組合員を「顧客化」するのではないか？
- 生活クラブ = 「素性の確かなものを適正な価格で」
  - ⇒ 「素性の確かさ」「適正な価格」は一人ひとりの判断による。
  - ⇒ 「自分で考え自分で行動する」主体を着実に大ぜいにする。
  - ⇒ 「自覚的消費者」（内橋克人氏）  
モノの値段は安いにこしたことはないが、それがなぜそうなのかを、わかっている消費者。
  - ⇒ 「生産原価補償方式」という理念
  - ⇒ 「独自規格」はコストアップする（原材料、製造過程、包材）。

# 理念としての「生産原価補償方式」

- 田代先生の「合理的な価格の形成」の議論の続き  
⇒ 労働費を補償するには価格転嫁だけではどうにもならず、国の直接所得支払いが不可欠になる。
- この背景にある問題は、「生産原価補償方式」においても、極めてシビアな問題としてある。
- しかし私たちには直接支払いのような方法は採れない。
- したがって、話し合いによって「価格と量の良好なバランス」の最適解を探るという問題になる。 \* 遊佐との提携の事例
- つまり価格補償の結果、コメの供給数量減という問題が発生する。これは厳しい問題になってしまう。逆もなた真。
- したがって、「価格」は相互理解に基づき、双方が納得できる合意点を見出し、決定することになる。
- 大手流通・量販の「価格決定力」の影響は甚大である。
- 「生産原価」の算出方法も課題（平野部・中山間部の地域差等）

優越的地位の濫用

下請法との  
兼ね合い

# 生活クラブ「共同購入」のこだわり

## ① 「提携」という思想と実践

➡ なによりも必要な相互理解と信頼関係

夢都里路クラブ

## ② 生産者交流会、産地交流会の頻度・濃密さ

➡ ここが生活クラブ「共同購入」の要（エネルギー源）

➡ コロナ・パンデミックは生活クラブの危機（交流の制限）

## ③ 生産者間ネットワークの緊密性

➡ 可能な限り提携生産者の産物を原材料として使用する。

➡ 消費材のコンセプトを向上させるとともに（組合員の共感を醸成する）、コストダウンにもつなげる（業務用規格等）。

## ④ 「素性の確かなものを適正な価格で」という行動指針

➡ 「自分で考え自分で行動する」組合員を大ぜいにする。

➡ 究極の理念としての「生産原価補償」

➡ 「理想に向かって漸進」

ご清聴ありがとうございました。



遊佐の無農薬米の圃場に飛来したトキ。

## 新農業基本法と飼料用米 ― 閉会のご挨拶にかえて

(一社) 日本飼料用米振興協会  
副理事長 加藤 好一

数年前のことだが、東大農学部鈴木宣弘東大院教授の研究室にお邪魔したとき、先生が最近農水省や国が、「食料自給率」という言葉を使わなくなっている、という主旨の感想を述べられていた。「食料自給率」は私たちにとって最重要の言葉で、先生のつぶやきは気にはなったが、その時はうかつにも聞き流してしまっていた。

しかしいま、先生のこのつぶやきが重大な意味を持っていたことがわかる。それは農業基本法（食料・農業・農村基本法）をめぐるこの間の国の議論と動向である。この法が制定されたのは1999年である。この時代、食料で困る状況など想定できなかったし、バブルははじけたとはいえ日本経済もまだそこそこ強かった（かつ円安でもなかった）。しかし25年が経過した今日、その状況は一変した。飼料や肥料、燃料の暴騰など生産者の経営は圧迫され、酪農などでは廃業もあとを絶たない。ただでさえ、生産基盤（担い手・農地）が深刻すぎる状況にあり、そのなかでのことだ。つまりその意味で新基本法制定は必然なのだ。

しかし東大大学院の安藤光義教授は、新基本法は「新機軸が乏しい。前回の改正は日本型直接払いにつながる制度が用意されていた。今回は目玉がない。新たな予算措置を伴う施策は極力避けているように見える」。(日本農業新聞：2/28)

私も新基本法は問題が多いと思っている。鈴木先生はあるところで（「農業基本法の現在地」/月刊「日本の進路」）、「新基本法の原案には食料自給率という言葉がなく、『基本計画』の項目で『指標の一つ』と位置づけを後退させ、食料自給率向上の抜本的な対策の強化などには言及されていない」、と書かれている。

これまで自給率目標を掲げてきたが低下する一方で、この間、その総括も対策もなかった。わが国は「食料自給」という問題を、意図的に忘却しようとしているかのようだ。その結果、「食料の安全保障」という問題意識もその裏づけが希薄になる。また「食料自給」の問題では、「種」の自給と自家採取、自家増殖の問題も重要だ。

加えて日本農業新聞は、新基本法に基づく農水省の戦略として、「農地の受け皿となる農業法人に農地の集積・集約化を加速し、先端技術を活用して、農作業を大幅に省力化。食品メーカーをはじめ外部から農業への投資を呼び込み、農業を食料産業化する」ことにあると報じている（2/29）。

いずれにしても、このあたりの問題が、まずは新基本法の本質的な問題だろう。

こういう認識が根底にある以上、飼料用米が積極的に位置づけられることはないだろう。しかしこの問題に入る前に、戦後農政の本質を振り返っておく必要がある。ここでも鈴木先生のご主張をお借りする。

「戦後の米国の占領政策により米国の余剰農産物の処分場として食料自給率を下げていくことを宿命づけられた」(同上)、いわば米国の51番目の州、それがわが国である。つまり稲作中心の農業になっていったのは米国発の日本の国家政策だった。こ

れをいまの政治家や官僚は忘れていた。私のように 60 代以上の年代の、学校給食のメニューを思い出そう。コッペパンと脱脂粉乳。その背景にはこういう事情があった。

いま農水省は水田の畑地化を推進したいようだ。もちろんこれを全面的に否定するつもりはない。しかしこれが声高になるにつれ、国は水田農業からの撤退（食料自給率の軽視）を考えているのではないかと懸念する。水田は水田として最大限維持され、その結果としていわゆる多面的機能も維持される。これがおかしくなれば昨今の日本の地方経済を支えるインバウンド（外国人訪日客）にも影響が出るのではないか。

地方経済というならば、水田を中心とする農業をどうしていくかが最も重要な問題のはずだ。ここに飼料用米の役割や重要性が明確に位置づけられなければならない。しかし畑地化とともに大規模化、輸出、スマート農業を強調する昨今の農政は、問題ありと言わざるをえない。飼料用米の助成金単価の引き下げと、品種問題（多収専用品種への誘導）がその根っこの一つだ。ちなみに 24 年産転作作物の作付け動向によれば、すでに飼料用米は 25 道府県が「減少」の意向だという。これは結果としてこうなったという問題ではない。ここには明らかに政治的な意図が感じられる。由々しき事態だ。水稻生産者にはやはり米を作ってもらおう。これこそが農政の基本だろう。

さて最後に、基本法論議で重視されている「価格転嫁」の問題についても一言申し述べておきたい。冒頭に述べたように、生産資材の高騰などにより、生産者の経営が圧迫され、その持続性が困難になっている。そのコスト上昇分を、流通段階の各所で補填していくべきだという考え方に基づいているのが、この価格転嫁問題の背景にある。重要な問題であることは言うまでもない。

しかしこの問題に対する対処法は、消費者や流通関係者の善意に訴えるレベルにとどまっているように思われる。メディアは今年の大手企業の春闘による賃上げについて景気よく報道しているが、国全体で見た場合にどうなのか。①生産者に対する（大手）流通業者の価格決定権の圧倒的な優位性。②多くの食品のインフレの加速化により、苦しい状況に消費者も追い込まれている現状。これらの問題を重く見た方がよい。

ではどうすべきか。ここでも鈴木先生のご主張をお借りする。「欧米は『価格支持＋直接支払い』を堅持しているのに、日本だけ『丸裸』だ。欧米並みの直接支払いによる所得維持と政府買い上げによる需要創出政策を早急に導入すべきではないか」（同上）。同感である。しかし自民党内では戸別補償（直接支払い）に警戒感が強いという（日本農業新聞：3/8）また財源の問題が常に議論になるが、それを考えることこそ政治家や官僚の仕事だろう。

かつ生産者と消費者との「提携」（共に事を成すこと）という日常的な関係性をどう構築するかも重要だ。つまり生消の協同組合間協同の強化だ。

さて私見を中心に縷々（るる）述べてきたが、当協会の基本的な考え方は、本日のシンポジウムで信岡誠治理事（元東京農大教授）から表明していただいた。飼料用米が正念場の状況にあるなか、これを今後の当協会の活動の指針としていく所存である。

また本シンポジウムでも、各方面から貴重なご意見や当協会に対する連帯のご挨拶を賜った。感謝申し上げます。今後とも皆さんの当協会に対するご支援・ご指導をあらためてお願い申し上げます。本シンポジウムを閉じさせていただく。本日のご参加、まことにありがとうございました。